

◎船舶法(語句穴埋め問題)

<p>1 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 日本ノ(①)又ハ(②)ノ所有ニ属スル船舶</p>	<p>R6 1(1)</p>	<p>①官庁 ②公署 法1条1号「左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶」</p>
<p>2 (1) 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ(①)又ハ(②)ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ(③)ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ(④)ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶</p>	<p>R4 1(1)</p>	<p>①官庁 ②公署 ③3分の2以上 ④全員 法1条1号～4号 「第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」</p>
<p>3 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル(①)ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ(②)ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ(③)ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶</p>	<p>R2 1(1)</p>	<p>①会社 ②3分の2以上 ③全員 法1条「左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」</p>
<p>4 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル(①)ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ(②)ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ(③)ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶</p>	<p>H29 1(1)</p>	<p>①会社 ②3分の2以上 ③全員 法1条「左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」</p>

◎船舶法施行細則(語句穴埋め問題)

1	機械カヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラス之ヲ(①)ト看做ス 主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ(②)ト看做ス	R5 2(3)	①汽船 ②帆船 細則1条2項「機械カヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラス之ヲ 汽船 ト看做ス」3項「主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ 帆船 ト看做ス」
2	主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ()ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス	R2 1(6)	機関 細則1条3項「主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ 機関 ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス」
3	主として帆をもって運航する装置を有する船舶は、()を有するものであっても、これを帆船とみなす。	H28 1(3)	機関 細則1条3項「主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ 機関 ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス」
4	船籍港ハ(①)ノ名称ニ依ル但(②)ノ(①)ノ存セサル区域ニ在リテハ(②)ノ名称トス	R1 1(4)	①市町村 ②都 細則3条1項「船籍港ハ 市町村 ノ名称ニ依ル但 都 ノ 市町村 ノ存セサル区域ニ在リテハ 都 ノ名称トス」
5	船籍港ハ(①)ノ名称ニ依ル但(②)ノ(①)ノ存セサル区域ニ在リテハ(②)ノ名称トス	R3 1(1)	①市町村 ②都 細則3条1項「船籍港ハ 市町村 ノ名称ニ依ル但 都 ノ 市町村 ノ存セサル区域ニ在リテハ 都 ノ名称トス」
6	船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ()ニ接シタルモノニ限ル	R6 2(2)	水面 細則3条2項「船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ 水面 ニ接シタルモノニ限ル」
7	船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ()ニ接シタルモノニ限ル	R4 1(8)	水面 細則3条2項「船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ 水面 ニ接シタルモノニ限ル」
8	船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ()ニ接シタルモノニ限ル	H30 1(6)	水面 細則3条2項「船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ 水面 ニ接シタルモノニ限ル」
9	船籍港ハ当該船舶所有者ノ()ニ之ヲ定ムヘシ但()カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス	R5 2(2)	住所 細則3条3項「船籍港ハ当該船舶所有者ノ 住所 ニ之ヲ定ムヘシ但 住所 カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス」

<p>35 申請人の都合により(①)の申請を取り下げ、又は船舶が(①)を要さないものとなった場合であっても、(①)着手後であるときは(①)手数料を徴収する。(②)の場合についてもまた同じである。</p>	<p>H28 1(7)</p>	<p>①測度 ②改測 細則50条3項「申請人ノ都合ニ依リ測度ノ申請ヲ取下ケ又ハ船舶力測度ヲ要セサルモノナリタル場合ト雖測度著手後ナルトキハ測度手数料ヲ徴収ス改測ノ場合ニ付亦同シ」</p>
---	-----------------	---

◎船舶法(○×問題)

<p>1 代表者の全員が日本国民であり、業務を執行する役員5名のうち3名が日本国民である、日本の法令によって設立した会社が所有する船舶は日本船舶となる。</p>	<p>R6 3(1)</p>	<p>× 法1条3項「日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」より、5名の3分の2は$5 \times \frac{2}{3} = 10/3 = 3.333\dots$となり4名以上が日本国民でなければならぬから、「役員3名が日本国民で日本船舶」としているのは誤り。</p>
<p>2 代表者の3分の2が日本国民である一般社団法人の所有に属する船舶は日本船舶である。</p>	<p>R3 2(3)</p>	<p>× 法1条3号「日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」とあり、問題文は「代表者の3分の2が日本国民」で日本船舶としているので誤り。</p>
<p>3 代表者三名のうち二名が日本国民であり、業務を執行する役員五名のうち四名が日本国民である、日本の法令によって設立した会社が所有する船舶は日本船舶となる。</p>	<p>R1 2(1)</p>	<p>× 法1条3号「日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」とあり、問題文は「代表者三名のうち二名が日本国民で」としているのが誤り。なお、「業務を執行する役員五名のうち四名が日本国民」は正しい。</p>
<p>4 代表者の3分の2が日本国民である一般社団法人の所有に属する船舶は日本船舶である。</p>	<p>H30 2(6)</p>	<p>× 法1条「左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶」 とあり、問題文は「代表者の3分の2が日本国民」で日本船舶としているので誤り。</p>

23 捕獲を避けようとする場合を除き、日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船舶所有者を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。	R2 2(3)	× 法22条1項「日本船舶ニ非ズシテ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶国籍証書若クハ仮船舶国籍証書ヲ以テ航行シタルトキハ 船長 ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得」2項「前項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ」とあり、問題文は「船舶所有者」を対象としているから誤り。
24 船舶法第七条の規定に従って日本の国旗を掲げないときは、船長を百万円以下の罰金に処す。	R2 2(7)	× 法26条「第七条ノ規定ニ従ヒテ日本ノ国旗ヲ掲ケサルトキハ船長ヲ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」とあり、問題分は「百万円以下の罰金」としているので誤り。

◎船舶施行細則法(○×問題)

1 船舶原簿に登録する船舶の種類とは、汽船、帆船の別をいう。	H30 2(1)	○ 細則1条1項「本則ニ於テ船舶ノ種類ト称スルハ汽船、帆船ノ別ヲ謂フ」の通りだから正しい。
2 日本船舶は、船舶検査証書を受有していれば、船舶国籍証書または仮船舶国籍証書の交付を受けていなくとも測度を受ける場所まで航行することができる。	H29 2(1)	○ 細則4条「次ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ 受有前ト雖モ船舶ヲ航行セシムルコトヲ得 一 総トン数ノ測度ヲ受ケントスル場合ニ於テ船舶安全法(略)第九条第一項ニ規定スル船舶検査証書ヲ受有シタル船舶、同条第二項ニ規定スル臨時航行許可証ヲ受有シタル船舶及船舶安全法施行規則(略)第二条第二項ニ規定スル船舶(略)ヲ航行セシムルトキ」の通りだから正しい。
3 日本船舶は、船舶安全法第九条第一項に定める船舶検査証書を受有していれば船舶国籍証書または仮船舶国籍証書の交付を受けていなくとも測度を受ける場所まで航行することができる。	R3 2(1)	○ 細則4条1号「次ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ受有前ト雖モ船舶ヲ航行セシムルコトヲ得 一 総トン数ノ測度ヲ受ケントスル場合ニ於テ船舶安全法(略)第九条第一項ニ規定スル船舶検査証書ヲ受有シタル船舶、同条第二項ニ規定スル臨時航行許可証ヲ受有シタル船舶及船舶安全法施行規則(略)第二条第二項ニ規定スル船舶(同項第五号ノ船舶ヲ除ク)ヲ航行セシムルトキ」の通りだから正しい。